

2015年12月末（平成27年12月末）までに 投資信託口座・債券口座を開設いただいたお客さまへ

株式会社北洋銀行

所得税法等により、2015年12月末までに
投資信託口座・債券口座を開設いただいたお客さまは、
2019年1月以降の最初のお取り引き（※1）までの間に、
マイナンバーのお届出（※2）が必要です。

（※1）投資信託の分配金・債券の利金のお受け取り等も含まれます。

（※2）すでにマイナンバーをお届出いただいた方は不要です。

ただし、住所・氏名の変更などの一部のお手続きでは、お手続きの都度、マイナンバーのお届出が必要です。

おそれいりますが、

2018年末（平成30年末）までにお届出いただくよう、
ご理解・ご協力をお願いいたします。

お手続きの方法

以下の書類等をご持参のうえ、最寄りの北洋銀行本支店までお越してください。

①ご本人様の確認書類（運転免許証等）

※顔写真のない確認書類の場合は2種類必要です。

②マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）

※マイナンバーカード（個人番号カード）の場合、①は不要です。

お届出に関するお問い合わせ先

お取り引きのある北洋銀行本支店までお問い合わせください。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバー 制度について

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりに配布された番号によって、
複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための社会基盤です。

マイナンバーの 取扱いについて

マイナンバーの取扱いは、法律により厳格な保護措置が設けられており、
利用範囲は社会保障・税・災害対策の行政手続きに限定されています。

ご不明な点は内閣府マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせいただくか、
内閣府ホームページにてご確認ください。

◆内閣府マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

◆内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/bangouseido/>